

3 やむを得ない理由により失効してから6か月を超え 3年以内でその理由が止んだ日から1か月以内の方

| | |
|---------|---|
| 対 象 者 | <p>◎ やむを得ない理由のため更新できなかつた方で、失効してから3年以内で、その理由が止んだ日から1か月以内の方 (やむを得ない理由は、失効前又は失効後6か月以内の期間に発生し、継続している必要があります。また、その理由が止んだ日(帰国、退院等)から1か月以内に、その理由及び期間を証明する書類を添付して申請する必要があります。) ※ 秋田県内に住所のある方のみ受験できます。</p> |
| 試 験 内 容 | <p>◎ 学科試験、技能試験ともに免除となります。 ※ 適性試験に合格し、講習を受講すると、運転免許証が交付されます。</p> |
| 受 付 時 間 | <p>月曜日～金曜日(祝日及び年末年始の休日を除く。) 午後1時～午後1時50分(午前の受付は、ありません。)</p> |
| 場 所 | <p>秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察運転免許センター</p> |
| 必要書類等 | <p>○ 運転免許申請書(免許センターにあります。) ○ 質問票(免許センターにあります。) ※ 虚偽の記載をして提出した場合には、罰則規定があります。 ○ 受験票(免許センターにあります。) ○ 申請用写真 1枚(縦3cm×横2.4cm、申請前6か月以内に撮影したもの、無帽、正面、上三分身、無背景、白黒可) ○ 本籍(国籍)の記載された住民票 ○ やむを得ない理由を証明する書類 ・ パスポート(出入国の記録があるもの) ・ 診断書、入院証明書又は在所証明書など(理由及び期間の明記されたもの) ○ 失効した運転免許証(返納の義務があります。) ◇ 70歳以上の方は、次の書類の提出も必要となります。 ・ 70歳以上75歳未満の方は、高齢者講習終了証明書 ・ 75歳以上の方は、高齢者講習終了証明書、認知機能検査結果通知書(運転技能検査を受検した方は、運転技能検査受検結果証明書の提出も必要となります。) ※ 前記のほか、同等の制度による高齢者講習、認知機能検査及び運転技能検査もありますので、分からない場合は、運転免許センター試験係までお問合せください。</p> |
| 注 意 事 項 | <p>○ 申請用写真は、免許センター内で撮影することができませんので、事前に準備してください。 ○ 住民票は、必ず本籍(国籍)の記載されたものを準備してください。 (「本籍(国籍)省略」のものは、申請を受理できません。) ○ 失効した運転免許証を紛失した方は、事前に運転免許センター試験係(018-862-7570)へご相談ください。 なお、申請日当日は、本籍(国籍)の記載された住民票のほかにマイナンバーカード、健康保険証、パスポート、官公庁が交付した免許証、許可証、資格証など本人確認のための書類の提示が必要となります。 ○ 必要書類などの提出がない場合は、申請を受理することができません。</p> |
| 参 考 事 項 | <p>◎ やむを得ない理由が、失効前から発生して失効後まで継続していた方は、その理由を証明する書類を添付して申請することで、以前の運転経歴が継続されます。 (その理由が止んだ日から1か月以内の申請に限ります。) なお、講習が優良講習又は一般講習に該当した方は、適性試験に合格した後、それぞれの講習を受けることにより、「5回目の誕生日以後1か月間有効(優良講習の方はゴールド)」の免許証が交付されます。 ◎ 海外に滞在していた方で、外国の運転免許証を持ち、その国での運転期間が通算して1年以上ある場合は、その運転免許証と滞在期間が</p> |

確認できる書類（パスポートなど）をお持ちください。（初心運転者標識の表示義務の免除及び二輪の二人乗り禁止の解除などの確認に必要となります。）

◎ 身体に障がいがある方は、事前に運転免許センター試験係（018-862-7570）へご相談ください。（審査を実施し、状態に応じて「AT車限定等」の条件が付与される場合があります。）

◎ 一定の病気等を理由として運転免許証を失効した方は、事前に運転免許センター行政処分係（#8080又は018-824-0660）へご相談ください。

（秋田県公安委員会指定の診断書の提出が必要な場合があります。）

| | | |
|-------|---------|----------------------|
| 申請手数料 | 全免種 | 1,900円（申請免種ごとに必要です。） |
| 講習手数料 | 優良講習 | 500円 |
| | 一般講習 | 800円 |
| | 違反、初回講習 | 1,350円 |
| 交付手数料 | | 2,050円 |
| 併記手数料 | 1免種につき | 200円ずつ加算 |

◎ 失効してから3年を超えた方に対する特例措置

平成13年6月19日以前にやむを得ない理由が発生し、失効回復の手続きができないまま3年を超え、その理由が止んだ日から1か月以内の方は、特例措置により、技能試験のみが免除されます。（学科試験及び適性試験は、受験する必要があります。）

なお、特例措置が適用になるためには、やむを得ない理由が失効前又は失効後6か月以内の期間に発生し、継続していたことが必要となります。

お問合せは 018-862-7570 運転免許センター試験係まで

◎ 海外に出国していて運転免許証の更新ができなかった方に対する注意事項

海外に出国していて運転免許証の更新ができなかった場合、やむを得ない事情があったということをご自分で証明していただく必要があります。

運転免許証の失効日から起算して6か月を経過しない期間内に、運転免許試験を受けることができなかったやむを得ない理由の確認は、

- 旅券に押下された証印（出入国記録のスタンプ）
- 出入国在留管理庁が出帰（入）国記録に係る開示請求を受けて発行する文書
- 在外公館が発行する在留証明
- 申請者の勤務先が発行する駐在証明

などにより行いますので、事前に準備してください。

なお、出入国手続において顔認証ゲートを通過した場合、旅券には証印（出入国記録のスタンプ）が押印されません。

旅券に証印（出入国記録のスタンプ）を押印してもらうためには、顔認証ゲートの通過後に、出国手続の時は航空機への登場前、入国手続の時には税関検査前に担当職員に申し出て、旅券に証印（出入国記録のスタンプ）の押印を受けて下さい。また、出入国在留管理庁が出帰（入）国記録に係る開示請求を受けて発行する文書を証明書類として用いる場合には、当該文書の発行までに一定の期間を要しますので、やむを得ない理由に基づく失効による手続が可能な期間（帰国した日から1か月以内）の経過にご注意ください。

詳しいことは、出入国在留管理庁又は出入国手続を行った出入国在留管理官署にお問合せください。